

【入所審査基準について】

入所児童を決定する際は、申込内容を審査したうえで、保護者の状況を下記の基本点数表及び調整点数表により合計点を算出し、点数の高い世帯から優先的に入所を決定します。

定員を超えた場合で、合計点数が同一の場合は、“同一点数時の順位表”により入所者を決定します。

（基本点数表）

類型				基本点数	
家庭外労働	外勤の場合	1日7時間以上（休息時間を除く。 以下同じ）	月20日以上	10	
			16～19日	9	
			15日以下	8	
		1日6時間以上7時間未満	月20日以上	9	
			16～19日	8	
			15日以下	7	
		1日5時間以上6時間未満	月20日以上	8	
			16～19日	7	
			15日以下	6	
		1日4時間以上5時間未満	月20日以上	7	
			16～19日	6	
			15日以下	5	
		1日4時間未満（1月の就労時間が48時間以上の者）の場合		4	
		採用予定者（就労証明書提出有）の場合は上記基本点数より2減点する			
	自営業及び農業の場合	本人・事業主	1日7時間以上	月20日以上	10
				16～19日	9
				15日以下	8
			1日6時間以上7時間未満	月20日以上	9
				16～19日	8
				15日以下	7
			1日5時間以上6時間未満	月20日以上	8
				16～19日	7
				15日以下	6
			1日4時間以上5時間未満	月20日以上	7
				16～19日	6
				15日以下	5
			1日4時間未満（1月の就労時間が48時間以上の者）の場合		4
		協力者	1日7時間以上	月20日以上	9
				16～19日	8
				15日以下	7
			1日6時間以上7時間未満	月20日以上	8
				16～19日	7

		協力者		15日以下	6	
			1日5時間以上6時間未満	月20日以上	7	
				16～19日	6	
				15日以下	5	
				月20日以上	5	
			1日4時間以上5時間未満	16～19日	4	
				15日以下	3	
				1日4時間未満（1月の就労時間が48時間以上の者）の場合		2
			事業主が配偶者又は同居者以外の場合		-3	
			※上記の者で事業所が自宅内にある場合			
居宅内労働	内職	1日7時間以上	月20日以上	7		
			16～19日	6		
			15日以下	5		
		1日6時間以上7時間未満	月20日以上	6		
			16～19日	5		
			15日以下	4		
		1日5時間以上6時間未満	月20日以上	5		
			16～19日	4		
			15日以下	3		
		1日4時間以上5時間未満	月20日以上	4		
			16～19日	3		
			15日以下	2		
		通学その他	保護者が大学・専門学校・職能訓練学校等に1日8時間・週5日以上通学（在学証明有）の場合			10
			保護者が大学・専門学校・職能訓練学校等に1日8時間・週5日未満通学（在学証明有）の場合			8
求職中での場合（ハローワーク等の証明）（3カ月を限度とする）			4			
保護者の健康状態	疾病・負傷	入院	疾病のための1カ月以上入院の場合（入院予定者含む）		10	
		居宅内	常時寝たきりで保育が困難と医師が判断した場合（1か月以上）		10	
			上記以外の一般療養で保育が困難と医師が判断した場合（1か月以上）		5	
	障害	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、養育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合			10	
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、養育手帳Bの交付を受けていて、保育が著しく困難な場合			8	
		身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合			6	
介護・付添	入院	1カ月以上にわたり入院している者の付添の場合			9	
	通院	長期にわたり週3日以上通院している者の付添の場合			7	
	施設等付添	週3以上	心身障がい者通園通学（通園証明有）		7	
		週3未満	付添・介護（診断書有）の場合		5	
	居宅内付添	寝たきり老人・心身障がい者（重度）等の常時介護・付添の場合			8	
		上記以外の介護・付添の場合			6	
出産	母が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産準備又は休養を要する場合				8	

（調整点数表）

		点数
世帯の状況	母子又は父子世帯の場合（死亡・離婚・別居・行方不明等（証明する書類要））	20
	家庭の災害の場合（火災・風水害等でその復旧にあたっている世帯）	10
	生活保護世帯の場合（生活保護法による被保護世帯）	5
	保育士等として勤務している又は勤務する予定の場合	5
	その他緊急の場合（要保護児童の観点から福祉的支援を要する場合等）	5
	保育料又は副食費を正当な理由なく滞納している場合	-5
	多子世帯の場合（就学前児童が3人以上の世帯）	3
	障がい児（者）のいる世帯の場合	3
	保育所等に入所を希望する兄弟姉妹が同時に入所をできる場合又は入所を希望する保育所等に兄弟姉妹が入所している場合	3
	その他町長が特に調整の必要があると認める場合	3

（同一点数時の順位表）

順位	保護者の状況等
1	保護者の月当たりの平均勤務時間がより長い場合
2	基本点数が高い順の場合
3	保育料算定年度の市町村民税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の合計額が低い世帯
4	待機期間が長い場合

（例）基本点数 ⇒ 父：外勤1日9時間・月20日勤務… 10点
 母：外勤1日5時間・月16日勤務………7点
 調整点数 ⇒ 兄弟2人入所希望……………3点

} 合計点数20点